

改正

令和6年3月29日告示第56号

菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障がい児及び障がい者への途切れのない支援の強化を図ることを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援を行う指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援を行う指定障害児相談支援事業者に対し、予算の範囲内で菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和52年条例第22号。以下「条例」という。）、社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則（昭和52年規則第11号。以下「条例施行規則」という。）及び菰野町補助金等交付規則（昭和55年規則第3号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金交付の対象者は、法人格を有する、四日市市、三重郡菰野町、三重郡朝日町又は三重郡川越町が指定する指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

(補助金額等)

第3条 補助対象経費及び補助金の額は、菰野町が計画相談支援給付費の支給決定を行った者及び障害児相談支援給付費の支給決定を行った者（以下「利用者」という。）1人につき、別表に掲げるとおりとする。

- 2 別表における補助対象経費の新規とは、補助対象事業者が補助金を申請する年度において利用者と締結した契約をいう。
- 3 別表における補助対象経費の継続とは、補助対象事業者が補助金を申請する年度以前に利用者と締結した契約をいう。
- 4 利用者1人当たりの補助期間は、新規及び継続を併せて3年度を限度とする。
- 5 補助金を申請する年度において、補助対象事業者が利用者と契約後、計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の請求に至らなかった場合でも補助の対象とする。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、申請する年の4月1日現在の利用者については同年5月31日までに、以後その年度内に契約した利用者については、翌年の3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 算定対象者一覧表（第2号様式）
- (2) 算定対象者と契約を交わしたことが分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、その旨を菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をもって、交付規則第13条の規定による補助金等の額が確定されたものとみなす。

(補助金の請求等)

第6条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた申請者は、菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金交付請求書（第4号様式）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該年度末までに菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金実績報告書（第5号様式）を次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 菰野町指定特定相談支援等体制強化事業成績書（第6号様式）
- (2) 算定対象者一覧表
- (3) 収支決算書（第7号様式）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(変更の承認)

第8条 補助事業者は、当該補助対象事業（補助金の交付対象となる事業をいう。以下同じ。）の計画の変更、補助対象事業の中止又は廃止により、補助金の交付額を変更しようとする場合は、

菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金変更交付申請書（第8号様式。以下「変更交付申請書」という。）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、第5条の規定による交付決定の交付額を変更することができる。

3 町長は、前項の規定により、交付額を変更したときは、菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金変更決定通知書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、補助金の交付決定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるとともに、補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（1） 条例、条例施行規則、交付規則又はこの告示の規定に違反したとき。

（2） 補助金を目的外の用途に使用したとき。

（3） 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

（4） 補助対象事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の使用を不相当と認めるとき。

（質問及び検査）

第10条 町長は、この告示の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、町長の指定する職員をして補助事業者に質問させ、又は補助金の交付に関して補助事業者の帳簿及び書類を検査させることができる。

（書類の整備）

第11条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保管しておかななければならない。

（補助金の評価）

第12条 町長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 町長は、前項の規定による検証の結果、必要と認めるときは、告示の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月29日告示第56号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助金交付対象者	補助対象経費	補助金の額
四日市市、三重郡菰野町、三重郡朝日町又は三重郡川越町が指定する指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者	(新規) 新規の利用者に要する経費	利用者1人に対し、1年度 16,286円
	(継続) 新規の利用者を除く利用者に要する経費	利用者1人に対し、1年度 13,551円

菰野町長 宛て

申請者 住所
事業者名
代表者名

菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金交付申請書

菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金の交付について、菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金交付要綱第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

（関係書類）

- ・算定対象者一覧表（第2号様式）
- ・算定対象者と契約を交わしたことが分かる書類の写し（契約内容報告書、契約書等）
- ・その他町長が必要と認める書類

算定対象者一覧表

事業者名： _____

No	受給者番号	氏名	指定計画相談支援	指定障害児相談支援
1			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
2			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
3			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
4			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
5			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
6			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
7			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
8			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
9			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
10			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
11			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
12			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
13			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
14			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
15			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
16			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
17			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
18			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
19			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
20			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
21			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
22			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
23			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
24			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
25			新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
件数 計			新規 件 継続 件	新規 件 継続 件

1枚で収まらない場合は複数枚出力し最終ページに件数の合計を記載すること。

年 月 日

様

菰野町長

菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金については、菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付申請額	円
交付決定額	円

菰野町長

宛て

請求者 住所
 事業者名
 代表者名

菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金を交付されるよう、菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金交付要綱第6条第1項の規定により請求します。

記

金 円

(振込先)

金融機関名		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義 (カナ)			

(添付書類)

菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金交付決定通知書の写し

菰野町長 宛て

補助事業者
住所
事業者名
代表者名

菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金実績報告書

菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金の交付を受けましたので、菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

交付済額 円

（関係書類）

- ・菰野町指定特定相談支援等体制強化事業成績書（第6号様式）
- ・算定対象者一覧表（第2号様式）
- ・収支決算書（第7号様式）
- ・その他町長が必要と認める書類

菰野町指定特定相談支援等体制強化事業成績書

..

事業者名： _____

	前年度	年度
相談支援専門員の人数 (年度末時点での比較)	人	人
担当件数 (事業者全体の総数)	件 (うち新規契約 継続 件)	件 (うち新規契約 継続 件)
他事業者への移管件数	件	件
他事業者からの受入件数	件	件

収支決算書

事業者名： _____

収入

障害福祉サービス報酬費	円
町補助金	円
国・県補助金	円
その他	円
計	円

支出

人件費	円 (相談支援専門員： 人)
その他経費	円
計	円

年 月 日

事業者名
代表者名

菰野町長 宛て

申請者 住所
事業者名
代表者名

菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金変更交付申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあった菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金の交付について、下記のとおり交付額を変更したいため、菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

既交付決定額	円
変更交付申請額	円
事業の変更内容	

（関係書類）

- ・算定対象者一覧表（第2号様式）
- ・その他町長が必要と認める書類

年 月 日

様

菰野町長

菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金については、菰野町指定特定相談支援等体制強化補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり交付額を変更することに決定したので通知します。

記

変更決定額

円